

Vol. 10 No. 50 2014年4月

水道水質基準に関する省令の一部改正 亜硝酸態窒素基準の追加等

平成26年3月31日付けで「水質基準に関する省令の一部を改正する省令（健発0331第30号）」が公布され、同年4月1日より施行となりました。この施行通知で水道法施行規則、水道施設の技術的基準を定める省令、給水装置の構造と材質に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則及び飲用井戸等衛生対策要領の実施等、飲料水水質に係わる多くの省令・告示・通知が改正されました。

○ 重要な変更点

1. 今回の改正で水質管理目標設定項目だった亜硝酸態窒素が追加され、全51項目へ増強されました。その基準値は0.04 mg/Lとなります。水道水質基準、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管)及び飲用井戸等衛生対策要領の基準値を下表に示します。水道水質基準での検査の頻度は、3ヶ月に1回以上となります。

表：亜硝酸態窒素の基準値

	基準値(mg/L)	備考
水道水質基準	0.04	3ヶ月に1回以上
建築物(ビル管)	0.04	6ヶ月以内に1回
飲用井戸	0.04	定期又は臨時

2. 給水装置の構造及び材質に関する省令では、給水装置の浸出液に係る基準値を末端に設置される給水用具で0.004 mg/L、それ以外が0.04 mg/Lとなります。水道施設の技術的基準を定める省令では、資機材等材質基準について0.004 mg/Lと改正されました。

そのほか、水質管理目標設定項目のアンチモンやニッケル、農薬類などの見直しも行われています。

○ 水道水質基準制度

現在、水道法の第4条に定める水質基準、厚生労働省通知で定める水質管理目標設定項目等について、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しが行われています。

水道法の定める「水質基準」は、全国的に見れば検出率の低い物質であっても、地域、原水の種類、浄水方法により人の健康の保護又は生活上の支障を生ずるおそれのある項目について設定をしています。

つまり、人の健康を害するおそれがあり、全国的に検出事例が認められた物質は、水質基準として追加設定が検討されることとなります。



環境科学センター 水環境部 柿沼範洋

<編集後記>

皆さん「おしどり夫婦」の話はご存知でしょうか？
 鎌倉時代のはじめころの話。求食(あさり)沼という水鳥の格好の住処がありました。ある日、猟師が沼までやってきて、一羽のおしどりを射止めました。美しい羽根の色をした雄鳥でした。猟師はその場で首を切り落とし、体の方だけを家に持ち帰りました。翌日、同じ猟場にやってきた猟師は、じっとしている雌のおしどりを射止めました。そのおしどりを猟師が手にすると、羽根の下から、昨日切り落とした雄のおしどりの首が出てきました。射止められた雌鳥は、雄鳥の首をその羽根の下にしっかりと抱きかかえていたのです！

この光景に心打たれた猟師は、まもなく仏門に入り、射止めたおしどりの石塔を建て、手厚く供養しました。

さて先日、宇都宮の市街地でおしどり塚を祭った公園を見つけました。

史跡 おしどり塚→



業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホウライ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社・環境科学センターは
 環境マネジメントシステム
 ISO14001:2004の認証取得事業所です。
 環境科学センターは
 品質マネジメントシステム
 ISO9001:2000の認証取得事業所です。